

平成二十六年十一月二十一日受領
答 弁 第 七 〇 号

内閣衆質一八七第七〇号

平成二十六年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員西野弘一君提出女性が輝く社会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員西野弘一君提出女性が輝く社会に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

「輝く」の定義については、例えば、「明るく生き生きと見える（出典 広辞苑）」とされていると承知しており、これを踏まえると、「輝いていない」の定義については、「明るく生き生きと見えぬこととなるものと承知している。「女性が輝く社会」は、女性が生き方に自信と誇りを持ち、明るく生き生きと見える社会を表すものとして用いているものである。

政府においては、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、我が国社会の活性化につながることを目指しているところであり、女性の置かれた状況が多様であることを踏まえて、各々の希望に応じ、女性が、個性と能力を十分に発揮することができる社会を作っていくことが必要であると考えている。

輝いているかどうかについては、主観的な判断による面があることから、統計的に把握することは困難であると認識している。